

公立大学法人宮崎公立大学における取引業者からの誓約書の徴取について (方針および概要)

平成28年7月12日制定

【方針】

公立大学法人宮崎公立大学（以下「本学」という。）では、第2期中期目標に掲げているとおり、適正な大学運営を行うべく、法令遵守（コンプライアンス）に対する教職員の意識啓発や仕組みづくりによる組織体制の強化・充実を図ってまいりました。とりわけ、公的研究費の取扱い及び不正使用防止対策については、適切な体制の整備と啓発活動の充実に努めています。

一方、依然として全国の研究機関における研究費の不正使用が後を絶たず、社会問題としても大きく取り上げられる事態となっていることから、「研究機関における研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定）が、平成26年2月18日付で改正されました。本学では、当該ガイドラインの改正を受け「宮崎公立大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」を制定し、不正使用防止対策をより一層強化しているところです。

その取り組みの一環として、本学の構成員と取引業者との癒着防止に係る更なる対策を講じるため、本学との取引に係る遵守事項を定めるとともに、本学との間に一定の取引実績がある業者から誓約書を徴取することとします。

【概要】

1. 本学との取引に係る遵守事項について

- (1) 「公立大学法人宮崎公立大学会計規程」、「公立大学法人宮崎公立大学会計処理規程」及び「公立大学法人宮崎公立大学契約事務規程」を遵守するとともに、不正に関与しないこと。
- (2) 宮崎公立大学が行う内部監査、その他の調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- (3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- (4) 宮崎公立大学の構成員が、法令違反行為等（法令には違反しないが不正と疑われる行為を含む）を行おうとしている場合には、研究活動上の不正行為に関する通報窓口（宮崎公立大学内部監査班内）に通報すること。

2. 誓約書の提出を求める対象範囲について

公的研究費に係る物品供給等の取引において、本学と一定の取引実績がある業者（前年度における取引回数が10回以上または取引金額が50万円以上の業者）。但し、下記の者を除く。

- (ア) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
- (イ) 学校法人
- (ウ) 国際組織、外国企業等
- (エ) 電気・ガス・水道・電話・郵便事業者等

- (カ) 弁護士・特許・税理士事務所等
- (カ) 商取引の相手方ではない個人
- (キ) その他、本件対象になじまない業種等

3. 誓約書の様式について

別添様式のとおりとする。

4. 誓約書の提出方法及び提出先について

(1) 提出方法

持参、または郵送にて提出するものとする。

(2) 提出先

〒880-8520 宮崎市船塚1丁目1番地2

公立大学法人宮崎公立大学 企画総務課企画係

(3) 提出期限

依頼時に個別に設定（依頼した日からおおむね1か月以内）するものとする。

5. その他

- (1) 誓約書の提出依頼の際には、不正取引（不正行為）防止対策の一環として、次の情報を周知するものとする。

- (ア) 本学における会計規程等について

- (イ) 取引停止に関する取り扱いについて

- (ウ) 取引開始から支払いまでの流れについて

- (エ) その他必要情報等

- (2) 誓約書については、毎年度提出を求めるものではありませんが、年度変更時に前年度の取引実績等を確認し、新たに対象となる業者があった場合は速やかに誓約書の提出を依頼するものとする。

- (3) 本学からの提出依頼に応じず、誓約書を提出しない業者については、以後の取引を行わないものとする。

- (4) 取引停止の措置については、「公立大学法人宮崎公立大学契約事務規程」（規程第41号）第41条に基づき、「宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱」の規定を準用するものとする。

6. 本件に関する担当について

公立大学法人宮崎公立大学 企画総務課企画係

Eメール：research@miyazaki-mu.ac.jp

T E L : 0985-20-2000

F A X : 0985-20-4820

7. 適用開始日

平成28年7月12日